

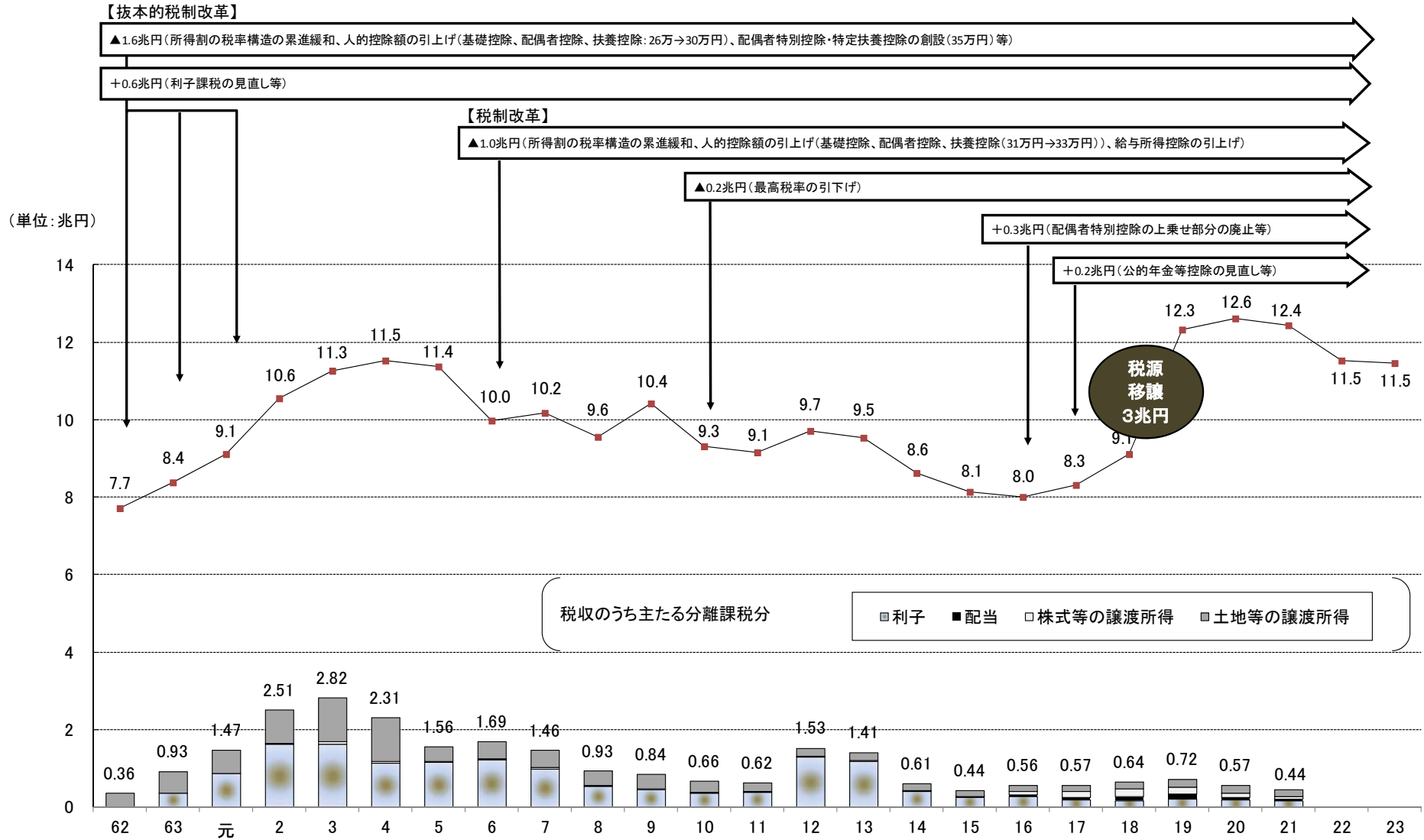
# 参 考 資 料

(個人住民税について)

平成23年12月7日  
総 務 省

# 個人住民税収の推移

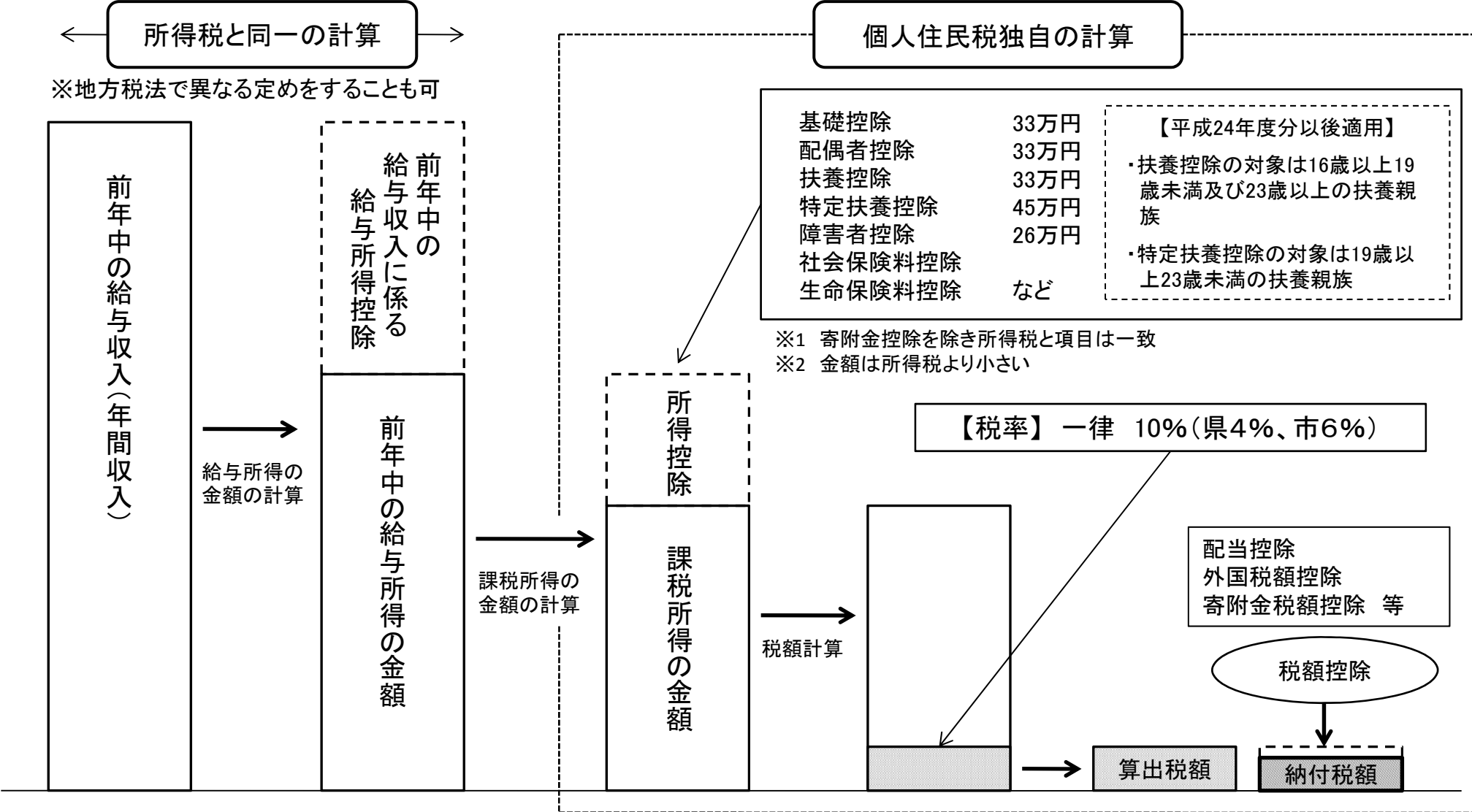
- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



(注1) 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画による。  
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。  
(注3) 分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は配当割、株式等の譲渡所得は所得割申告分離課税+株式等譲渡所得割、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収。H22、H23はデータなし。

# 個人住民税所得割額計算のフローチャート

(給与所得の算出は所得税と共通)

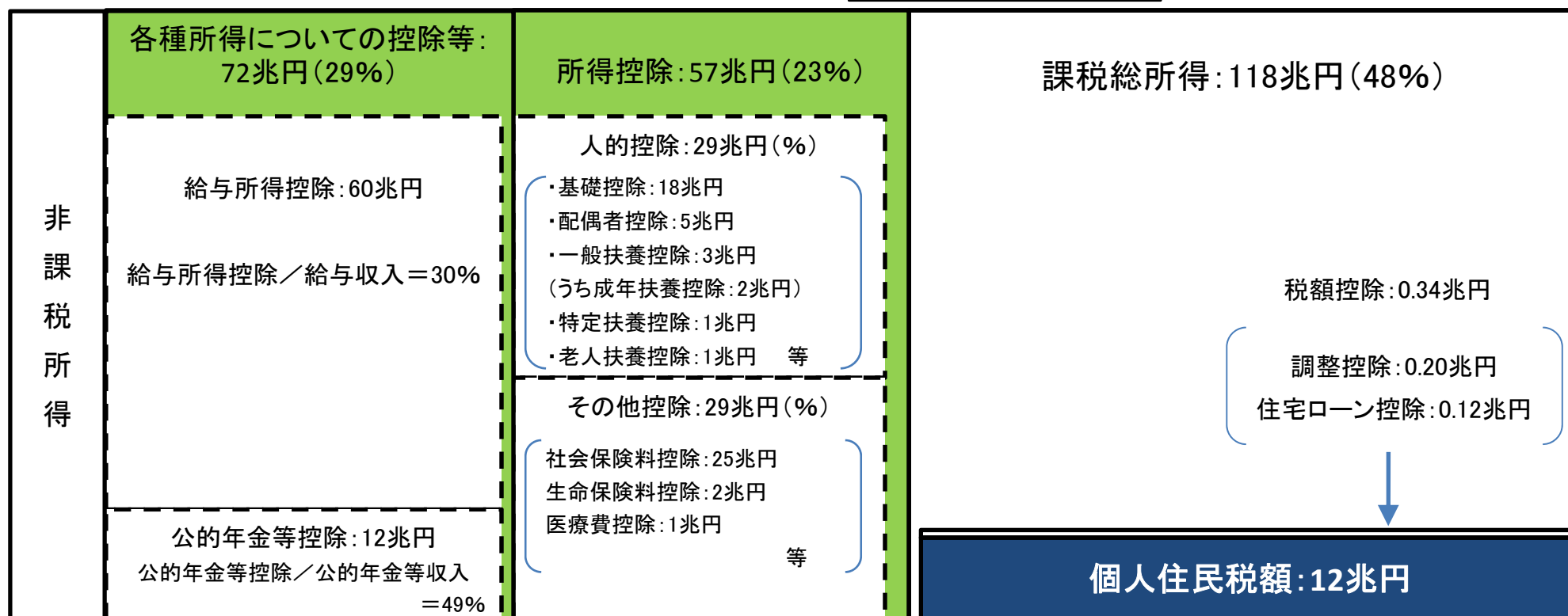


## 個人住民税の課税ベースのイメージ(平成22年度課税分)

- 課税対象となる収入は約248兆円、課税総所得は約118兆円。
- 給与所得控除・公的年金等控除で収入の29%、所得控除で23%課税ベースが減少。

← 課税対象となる収入約248兆円(給与収入(205兆円)、公的年金等収入(25兆円)、その他収入(19兆円)) →

← 所得金額約176兆円 →



＜出典＞平成22年度市町村税課税状況等の調

(注1)四捨五入の関係で計数の合計等が一致しない場合がある。

(注2)配偶者控除に配偶者特別控除を含み、年少扶養控除廃止及び特定扶養控除縮減を加味している。

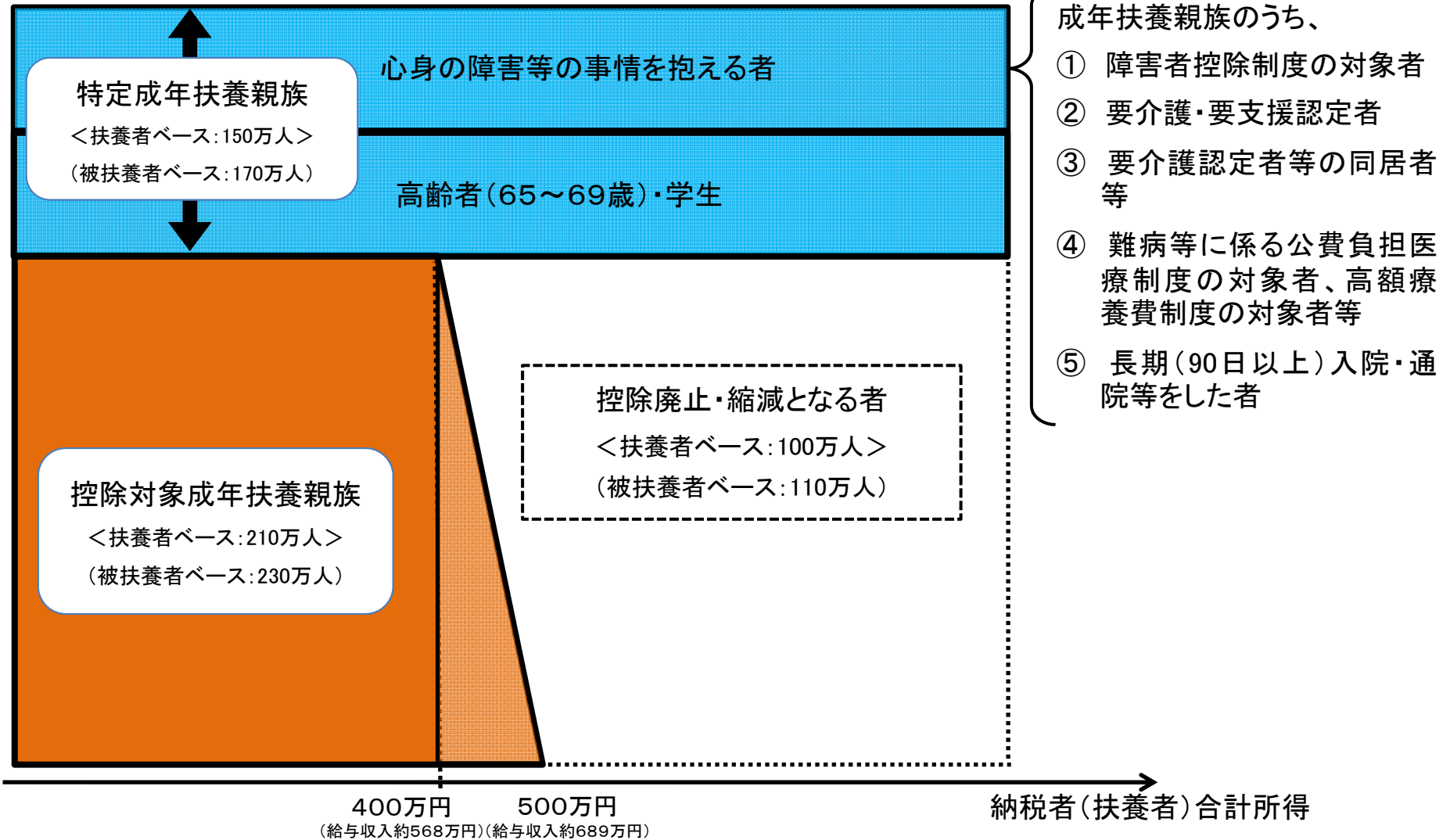
(注3)課税対象となる収入には分離課税に係る分を含む。

(注4)課税対象となる収入のうち、給与収入・公的年金等収入以外のもの(その他収入)は所得ベース。

個人住民税の成年扶養控除の見直し(23年度税制改正法案:衆議院総務委員会での修正前)

(成年扶養親族を扶養する納税者:約470万人 成年扶養親族:約520万人)

網掛け部分 = 控除維持 (控除額: 33万円)



※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。